

京都市消防局訓令甲第1号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

平成21年5月27日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

第55条第1項中「建築基準法等による事務の一部を担当させる消防職員の併任等に関する規則」を「京都市建築基準法による事務の一部に従事させる消防職員の併任に関する規則」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 受付事務従事者は、建築基準法（以下「建基法」という。）の規定による許可の申請書（以下「許可申請書」という。）の受付及びこれに伴う手数料の徴収に関する事務に従事しなければならない。

第56条第1項第3号中「確認申請書、許可申請書、計画通知書、バリアフリー法の規定による計画の通知又は仮使用承認申請書」を「許可申請書」に改める。

第57条第1項第1号中「又は建築物の防火に関する規定に違反しているが確認等の際に容易に是正されると認められるもの」を削る。

第59条第1項第1号中「同意を必要としないものを除く」の右に「。以下「確認申請書」という」を加え、同項第2号中「又は建築物の防火の規定に違反しているが確認等の際に容易に是正されると認められるもの」を削る。

第61条第1項を次のように改め、同条第2項及び第3項を削る。

署長は、建築主事又は建基法第77条の21に規定する指定を受けた者から建基法第93条第4項に規定する通知（建基法第7条第1項ただし書に規定する同意を

必要としないものに限る。)があつたときは、必要な処理をしなければならない。

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第63条第1項中「建築物の計画通知書」の右に「(建基法の規定による計画の通知に係る文書をいう。以下「計画通知書」という。)」を加え、「建基法第87条の2第1項に規定する建築設備(以下「建築設備」という。)の計画通知書に関する事務については第57条及び第59条第1号から第4号までの規定を」を削り、「同意」とあるのは「了承」と、「不同意」とあるのは「不了承」と、「確認申請」を「確認申請」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第63条の2の見出し中「バリアフリー法」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に改め、同条中「建築物のバリアフリー法の規定による」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による建築物の」に改める。

第64条を次のように改める。

第64条 削除

第65条見出し中「認定」を「承認又は認定」に改め、同条中「特定行政庁」を「建基法第2条第35号に規定する特定行政庁(以下「特定行政庁」という。)」に改め、「建基法による」の右に「承認又は」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局予防部)